選

第　57　回

選 択 式 試 験 問 題

（注　　意）

1　係員の指示があるまで、この問題用紙を開かないこと。

2　解答は、別紙解答用紙によること。

3　解答用紙の受験番号及び氏名（フリガナ）を確認し、氏名を漢字で記入すること。

4　各問ごとに、正解と思う語句に付されている番号を解答用紙の所定の欄に1つ表示すること。

5　この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日（令和7年4月11日）に施行されている法令等によること。

6　この問題は、問1から問8までの8問であるので、確認すること。

7　この問題用紙は、試験時間中（11時50分まで）の持ち出しはできません。また、問題用紙を破って解答等を写して持ち帰ることもできません。

8　試験時間の途中で退室する人は、自分の席に置いたまま退室し、昼の休憩時間（試験時間終了から12時50分までの間）に自席に戻って入手すること。

受験番号	
氏　　名	

【注意事項】

本試験における出題は、根拠となる法律、政令、省令、告示、通達に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)」をはじめとする東日本大震災等に関連して制定、発出された特例措置及び新型コロナウイルス感染症に関連して制定、発出された特例措置に係るものは含まれません。

【法令等略記凡例】

本試験問題文中においては、下表左欄の法令名等を右欄に示す略称により記載しています。

法令等名称	法令等略称
労働者災害補償保険法	労災保険法
労働者災害補償保険法施行規則	労災保険法施行規則
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法
高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者医療確保法

労働基準法及び労働安全衛生法

〔**問　1**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　労働基準法第114条は、［　A　］は、同法第37条の規定に違反した使用者に対して、労働者の請求により、同条の規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の［　B　］の支払を命ずることができる旨規定している。

2　最高裁判所は、就業規則として定める給与規程における、出勤率が90％以上の従業員を賞与支給対象者とする旨の条項(以下本問において「本件90％条項」という。)の適用に関し、その基礎とする出勤した日数に産前産後休業の日数等を含めない旨の定めが労働基準法(平成9年法律第92号による改正前のもの)65条等に反するか等が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法65条は、産前産後休業を定めているが、産前産後休業中の賃金については何らの定めを置いていないから、産前産後休業が有給であることまでも保障したものではないと解するのが相当である。〔…(略)…〕したがって、産前産後休業を取得し〔…(略)…〕た労働者は、その間就労していないのであるから、労使間に特段の合意がない限り、その不就労期間に対応する賃金請求権を有しておらず、当該不就労期間を出勤として取り扱うかどうかは原則として労使間の合意にゆだねられているというべきである。

ところで、従業員の出勤率の低下防止等の観点から、出勤率の低い者につきある種の経済的利益を得られないこととする措置ないし制度を設けることは、一応の経済的合理性を有するものである。上告人の給与規程は、賞与の支給の詳細についてはその都度回覧にて知らせるものとし、回覧に具体的な賞与支給の詳細を定めることを委任しているから、本件各回覧文書〔本件90％条項の適用に関し、産前産後休業については、出勤率算定

の基礎とする出勤すべき日数に算入し、出勤した日数には含めない旨を定めた文書〕は、給与規程と一体となり、本件 90 % 条項等の内容を具体的に定めたものと解される。本件各回覧文書によって具体化された本件 90 % 条項は、労働基準法 65 条で認められた産前産後休業を取る権利〔…(略)…〕に基づく不就労を含めて出勤率を算定するものであるが、上述のような労働基準法 65 条〔…(略)…〕の趣旨に照らすと、これにより上記権利等の行使を抑制し、ひいては労働基準法等が［ C ］場合に限り、公序に反するものとして無効となると解するのが相当である」。

3　事業者は、労働安全衛生法第 22 条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないが、事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るためには、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及び職務の励行、衛生委員会の設置及び運営等の労働衛生管理体制の確立を基本とした上で、作業環境管理、［ D ］及び健康管理並びに労働衛生教育の総合的な実施を図っていく必要がある。

4　労働安全衛生法第 42 条は、「特定機械等以外の機械等で、別表第 2 に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、［ E ］、又は設置してはならない。」と定めている。

選択肢

① 慰謝料
② 厚生労働大臣
③ 裁判所
④ 作業管理
⑤ 使用者に労働者の仕事と生活の調和にも配慮することを規定している趣旨を実質的に失わせるものと認められる
⑥ 上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる
⑦ 譲渡し、貸与し
⑧ 譲渡し、展示し
⑨ 生産管理
⑩ 遅延損害金
⑪ 同法等に違反する行為に罰則を設けている意味を没却させる
⑫ 都道府県労働局長
⑬ 賠償金
⑭ 販売し、賃貸し
⑮ 販売し、販売のために展示し
⑯ 付加金
⑰ 有害物管理
⑱ 労働基準監督署長
⑲ 労働時間管理
⑳ 労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものとしている意味を没却させる

労働者災害補償保険法

〔**問　2**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　遺族補償年金を受けることができる、障害の状態にある遺族の障害の状態について、労災保険法施行規則第 15 条は、「障害の状態は、身体に別表第 1 の障害等級の［ A ］に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、［ B ］が高度の制限を受けるか、若しくは［ B ］に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。」と定めている。

2　労災保険法施行規則第 36 条第 1 項は、「長期家族介護者援護金は、別表第 1 の障害等級第 1 級若しくは第 2 級の障害補償年金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金又は別表第 2 の傷病等級第 1 級若しくは第 2 級の傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金若しくは傷病年金を受けていた期間が［ C ］以上である者の遺族のうち、支援が必要な者として厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者に対して、支給するものとする。」と規定している。

3　最高裁判所は、労災就学援護費不支給決定が抗告訴訟の対象となるかが問題となった事件において、次のように判示した。

「労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、〔労災保険〕法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、〔労災保険〕法第 3 章の規定に基づいて行う保険給付を［ D ］するために、労働福祉事業〔現・社会復帰促進等事業〕として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして、被災労働者又はその遺族は、上記のとおり、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、［ E ］に申請し、所定の支給要件

を具備していることの確認を受けなければならず、［ E ］の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものといわなければならない。

そうすると、［ E ］の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、〔労災保険〕法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと解するのが相当である。」

選択肢

① 3年	② 5年	③ 7年	④ 10年
⑤ 確保		⑥ 厚生労働大臣	
⑦ 第1級		⑧ 第5級以上	
⑨ 第8級以上		⑩ 第12級以上	
⑪ 代替		⑫ 都道府県労働局長	
⑬ 日常生活		⑭ 日常生活又は社会生活	
⑮ 付加		⑯ 補完	
⑰ 労働		⑱ 労働基準監督署長	
⑲ 労働者災害補償保険審査官		⑳ 労働又は社会生活	

雇　用　保　険　法

〔**問　3**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　雇用保険法第1条は、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合［　A　］をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、［　B　］、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

2　雇用保険法第37条の4第5項は、「高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して［　C　］を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、［　D　］、失業していることについての認定を受けなければならない。」と規定している。

3　雇用保険法第53条第1項は、日雇労働被保険者が失業した場合に日雇労働求職者給付金の支給を受けるための要件の1つとして、継続する6月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が各月11日分以上、かつ、通算して［　E　］分以上納付されていることを定めている。

選択肢

① 1か月　② 72日　③ 78日　④ 84日

⑤ 90日　⑥ 4か月　⑦ 6か月　⑧ 1年

⑨ 及び労働者が子を養育するための休業

⑩ 求職の申込みをした上　⑪ 経済的社会的地位の向上

⑫ 高年齢受給資格者失業認定申告書を提出した上

⑬ 雇用保険被保険者証を提出した上

⑭ 産業に必要な労働力の充足　⑮ 失業の予防

⑯ 退職証明書を提出した上　⑰ 転職の支援

⑱ 並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業

⑲ 並びに労働者が子を養育するための休業及び対象家族を介護するための休業

⑳ 並びに労働者が子を養育するため若しくは対象家族を介護するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業

問題は次ページに続きます。

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔**問　4**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

なお、1については、総務省「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス No. 142）（令和6年9月15日）」が資料として引用する「労働力調査」（基本集計）による用語及び統計等を利用している。

1　総務省「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス No. 142）（令和6年9月15日）」によれば、65歳以上の就業者を主な産業別にみると、「卸売業、小売業」が132万人と最も多く、次いで「［　A　］」が107万人で続いている。

産業別に65歳以上の就業者を10年前と比較すると、「［　A　］」が63万人増加し、10年前の約2.4倍となった。ほとんどの主な産業で65歳以上の就業者が増加している一方で、「［　B　］」の65歳以上の就業者は10年前と比較して3万人減少している。なお、各産業の就業者に占める65歳以上の就業者の割合をみると、「［　B　］」が52.9％と最も高くなっている。

2　労働施策総合推進法第30条の2第1項は、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、［　C　］によりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」と定めている。

3　最高裁判所は、使用者が労働組合に対し組合集会等のための従業員食堂の使用を許諾しない状態が続いていることをもって不当労働行為に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「組合結成通知を受けてからX守衛事件まで約9か月にわたり、上告人〔会社〕は、許可願の提出があれば業務に支障のない限り食堂の使用を許可していたというのであるが、そのことから直ちに上告人が組合に対し食堂

の使用につき包括的に許諾をしていたものということはできず、その取扱いを変更することが許されなくなるものではない。一方、X守衛事件が起きた直後に上告人から会場使用許可願を却下されて以来、組合は、上告人所定の会場使用許可願用紙を勝手に書き変えた使用届を提出するだけで、上告人の許可なく食堂を使用するようになり、こうした無許可使用を上告人が食堂に施錠するようになるまで5か月近く続けていたのであって、これが上告人の D 権を無視するものであり、正当な組合活動に当たらないことはいうまでもない。上告人は、組合に対し、所定の会場使用許可願を提出すること、上部団体の役員以外の外部者の入場は総務部長の許可を得ること、排他的使用をしないことを条件に、支障のない限り、組合大会開催のため食堂の使用を許可することを提案しているのであって、このような提案は、 D 者の立場からは合理的理由のあるものであり、許可する集会の範囲が限定的であるとしても、組合の拒否を見越して形式的な提案をしたにすぎないということはできない。また、上告人は組合に対し使用を拒む正当な理由がない限り食堂を使用させることとし、外部者の入場は制限すべきではないなどとする組合からの提案も、上告人の D 権を過少に評価し、あたかも組合に食堂の利用権限があることを前提とするかのような提案であって、組合による無許可使用の繰り返しの事実を併せ考えるならば、上告人の D 権を無視した要求であると上告人が受け止めたことは無理からぬところである。そうすると、上告人が、X守衛事件を契機として、従前の取扱いを変更し、その後、食堂使用について D 権を前提とした合理的な準則を定立しようとして、上告人の D 権を無視する組合に対し使用を拒否し、使用条件について合意が成立しない結果、自己の見解を維持する組合に対し食堂を使用させない状態が続いたことも、やむを得ないものというべきである。

以上によれば、本件で問題となっている施設が食堂であって、組合がそれを使用することによる上告人の業務上の支障が一般的に大きいとはいえないこと、組合事務所の貸与を受けていないことから食堂の使用を認められないと企業内での組合活動が困難となること、上告人が労働委員会の勧告

を拒否したことなどの事情を考慮してもなお、条件が折り合わないまま、上告人が組合又はその組合員に対し食堂の使用を許諾しない状態が続いていることをもって、上告人の権利の濫用であると認めるべき特段の事情があるとはいえず、［ E ］であるとも断じ得ないから、上告人の食堂使用の拒否が不当労働行為に当たるということはできない。」

選択肢

① いたずらに組合秩序を混乱させようとしたもの
② 医療、福祉
③ 運輸業、郵便業
④ 管理監督
⑤ 客観的に合理的な理由を欠いたもの
⑥ 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
⑦ 組合に対する報復行為を行ったもの
⑧ 組合の施設利用権限を不利益に変更したもの
⑨ 組合の弱体化を図ろうとしたもの
⑩ 建設業
⑪ 指揮命令
⑫ 施設管理
⑬ 宿泊業、飲食サービス業
⑭ 生活関連サービス業、娯楽業
⑮ 製造業
⑯ 通常甘受すべき程度を著しく超えるもの
⑰ 農業、林業
⑱ 不動産業、物品賃貸業
⑲ 利用許諾
⑳ 労働関係の当事者としての権利を濫用するもの

社会保険に関する一般常識

〔**問　5**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　厚生労働省から令和6年6月に公表された「令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況」によると、第1号被保険者の国民年金保険料の納付状況についてみると、令和5年度の最終納付率（令和3年度分保険料）は、［　A　］％となっている。

2　高齢者医療確保法第4条第1項では、「［　B　］は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。」と規定している。

3　介護保険法第2条第2項では、「前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、［　C　］に十分配慮して行われなければならない。」と規定している。

4　確定給付企業年金法第60条第2項では、「［　D　］は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。」と規定している。

5　令和6年版厚生労働白書によると、「多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。私的年金制度については、「［　E　］」（令和4（2022）年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において、①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること、②iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、③iDeCo各種手続きの簡素化等を行うこととされた」とある。

選択肢

① 53.1	② 68.1	③ 83.1	④ 98.1
⑤ 医療との連携		⑥ 国	
⑦ 後期高齢者医療広域連合		⑧ 最低積立基準額	
⑨ 資産所得倍増プラン		⑩ 生涯現役計画	
⑪ 所得倍増プラン		⑫ 事業者又は施設との連携	
⑬ 人生100年計画		⑭ 責任準備金の額	
⑮ 地方公共団体		⑯ 積立金の額	
⑰ 積立上限額		⑱ 被保険者の心身の状況	
⑲ 被保険者の自立した日常生活		⑳ 保険者	

健　康　保　険　法

〔**問　6**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額が支給される。政令で定める金額は、［　A　］円である。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、所定の要件のいずれにも該当する出産であると保険者が認めるときは、［　A　］円に、［　B　］万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額である。出産育児一時金は、妊娠4か月(［　C　］日)以上の出産であれば、早産、死産、流産、人工妊娠中絶であっても支給される。

2　健康保険法第31条第1項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所ではなくすることができる。認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(被保険者である者に限る。)の［　D　］以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。認可の申請は、事業主の氏名及び住所並びに事業所の名称及び所在地を記載した申請書を［　E　］等に提出することによって行う。この申請書には、被保険者の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

選択肢

① 1	② 2	③ 2分の1	④ 3
⑤ 3分の1	⑥ 3分の2	⑦ 4分の3	⑧ 5
⑨ 84	⑩ 85	⑪ 86	⑫ 87
⑬ 46万8,000	⑭ 47万8,000	⑮ 48万8,000	⑯ 49万8,000

⑰ 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会

⑱ 社会保険診療報酬支払基金又は地方厚生局長

⑲ 日本年金機構又は国民健康保険団体連合会

⑳ 日本年金機構又は地方厚生局長

厚　生　年　金　保　険　法

〔**問　7**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　厚生年金保険法第21条第1項の規定によると、実施機関は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が［　A　］(厚生労働省令で定める者(被保険者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者等)にあっては、［　B　］。)未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定するとされている。

2　厚生年金保険法第43条の4第1項の規定によると、調整期間における再評価率の改定については、［　C　］に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率を基準とするとされている。

3　平成2年1月生まれの甲は、平成23年1月に同い年の乙と結婚し、令和7年1月に離婚した。婚姻期間中、乙は厚生年金保険の被保険者であり、甲は国民年金の第3号被保険者であった。また、乙は、令和2年8月に初診日のある傷病により、令和4年2月の障害認定日に障害等級3級に該当しており、離婚時には、当該障害による障害厚生年金を受給していた。この事例において、3号分割標準報酬改定請求の対象とならない期間は、平成23年1月から［　D　］までである。

4　厚生年金保険の被保険者丙は、令和7年8月1日に自宅内で倒れて、病院に緊急搬送された。丙は、同日において、67歳の男性であり、老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに繰下げ待機中である。この傷病によって、丙が障害認定日に、障害等級2級と認定された場合、受給権が発生する障害年金は、［　E　］。なお、丙に保険料滞納期間はないものとする。

選択肢

① 11 日	② 12 日	③ 13 日	④ 14 日
⑤ 15 日	⑥ 16 日	⑦ 17 日	⑧ 18 日

⑨ 障害基礎年金と障害厚生年金である

⑩ 障害基礎年金のみである	⑪ 障害厚生年金のみである
⑫ 実質賃金変動率	⑬ 実質手取り賃金変動率
⑭ 存在しない	⑮ 名目賃金変動率
⑯ 名目手取り賃金変動率	⑰ 令和 2 年 8 月
⑱ 令和 4 年 1 月	⑲ 令和 4 年 2 月

⑳ 令和 6 年 12 月

国　民　年　金　法

〔**問　8**〕 次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　国民年金の保険料は、［　A　］の年金制度改正により、［　A　］度水準で、毎年度280円ずつ段階的に引き上げてきたが、平成29年度に上限の［　B　］に達したため、引き上げを完了した。その上で、令和元年度から、［　C　］の財源とする目的で、保険料を100円引き上げている。ただし、毎年度の実際の保険料額は、国民年金法第87条第3項の規定により、この額に保険料改定率を乗じて算出するため、変動する。

2　学生納付特例に係る所得要件について、扶養親族等があるときは［　D　］万円に当該扶養親族等(特定年齢扶養親族にあっては、控除対象扶養親族に限る。)1人につき［　E　］万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額以下とする。

選択肢

①　32	②　35	③　36	④　38
⑤　103	⑥　106	⑦　128	⑧　168
⑨　13,300円	⑩　16,800円	⑪　16,900円	⑫　17,000円
⑬　遺族基礎年金の父子家庭への支給			
⑭　産前産後期間の保険料免除制度			
⑮　年金額の特例水準の解消		⑯　年金生活者支援給付金	
⑰　平成6年	⑱　平成12年	⑲　平成16年	⑳　平成24年